

黒沢尻 19 区にお住まいの皆様

北上展勝地さくらまつりに係る交通規制区間の通行許可証について

早春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年も4月9日から4月29日まで「北上展勝地さくらまつり」を開催します。例年発生する交通渋滞の対策として、桜の開花状況にあわせて4月5日以降の連続した2週間の土日に、一般車両の通行台数抑制を図ることを目的とした珊瑚橋周辺の交通規制を実施します。（交通規制区間下図）

交通規制は、**一般車両の珊瑚橋通行を禁止とし、公共交通車両（観光バス、タクシー、シャトルバス、緊急車両等）、許可車両のみが通行**できることになります。

交通規制は桜の開花状況を判断して実施日を決定いたします。日程は決定次第まつりホームページ（<https://kitakami-kanko.jp/sakura/>）等でお知らせします。本許可証は交通規制を実施している場合に交通規制区間を通行できる許可証となります。

皆様には御迷惑をおかけしますが、交通規制区間を通行する際は、通行許可証を警備員に御提示くださるようお願い申し上げます。

また同居の御家族分など、追加で通行許可証が必要な場合は、北上市役所商業観光課、北上観光コンベンション協会又は黒沢尻東地区交流センターで許可証をお受け取り下さい。

（受け取り可能時間：月～金曜日9時から17時まで）

複製防止のため許可証は掲載しておりません

北上展勝地さくらまつり実行委員会
交通担当 北上市商工部商業観光課
連絡先 0197-72-8241（直通）

交通規制区域内を通行する際に、許可証が必要です。

